

- 及び改正県立学校給与条例附則第5項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員)
- 第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年熊本県条例第61号。以下「改正一般職員給与条例」という。)附則第5項、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年熊本県条例第62号。以下「改正大学教育職員給与条例」という。)附則第3項及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年熊本県条例第64号。以下「改正県立学校給与条例」という。)附則第5項の人事委員会規則で定める職員は、平成15年6月1日(同月に支給する期末手当又は期末特別手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当又は期末特別手当について改正一般職員給与条例第1条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職員給与条例」という。)第15条の5第1項後段若しくは第15条の10第6項、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例(昭和28年熊本県条例第74号。以下「大学教育職員給与条例」という。)第18条の2第1項後段又は熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号。以下「県立学校給与条例」という。)第16条第1項後段若しくは第21条第6項の規定の適用を受ける職員)であつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年6月1日(同日前1箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤労手当又は期末特別手当について改正一般職員給与条例第1条の規定による改正前の一般職員給与条例第15条の5第1項後段、第15条の6第1項後段若しくは第15条の10第6項、改正大学教育職員給与条例第1条の規定による改正前の大学教育職員給与条例第18条の2第1項後段又は改正県立学校給与条例第1条の規定による改正前の県立学校給与条例第16条第1項後段、第17条第1項後段若しくは第21条第6項の規定の適用を受けたもの)であつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間でもあるものを含む。)以外の職員とする。
- (1) 一般職員給与条例、大学教育職員給与条例、県立学校給与条例又は熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号。以下「市町村立学校給与条例」という。)の適用を受ける職員(臨時職員(一般職員給与条例第15条の9の規定の適用を受ける臨時職員をいう。)を除き、非常勤職員にあつては、一般職員給与条例第5条の2、大学教育職員給与条例第6条の2、県立学校給与条例第6条の2又は市町村立学校給与条例第6条の2に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)
 - (2) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の適用を受ける職員(臨時職員を除き、非常勤職員にあつては、熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものに限る。)
 - (3) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の適用を受ける職員(臨時職員を除き、非常勤職員にあつては、熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)
 - (4) 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第111号)、熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和63年熊本県条例第21号)又は熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例(昭和26年熊本県条例第43号)の適用を受ける地方公務員
 - (5) 特定独立行政法人の職員以外の国家公務員
 - (6) 特定独立行政法人の職員
 - (7) 公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。)
 - (8) 第1号から第4号までに掲げる者以外の地方公務員
 - (9) 退職派遣者(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者をいう。)
- (新たに職員となつた者の改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)
- 第2条 改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成15年4月1日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。
- 2 改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成15年4月2日から基準日までの期間における新たに職員となつた日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。